			（資本の部）		
			利益剰余金		
			当期未処分利益		42,254
			利益剰余金合計		42,254
			資本合計		42,254
資産合計		57,387	負債・資本合計		57,387

損　益　計　算　書

（レセプトオンライン代行請求業務費勘定）　（自　平成21年５月29日　至　平成22年３月31日）

区分	金額	（千円）
〔経常損益の部〕		
（業務損益の部）		
Ⅰ　業務収益		
レセプトオンライン代行請求業務費等補助金収入	135,369	135,369
Ⅱ　業務費用		
レセプトオンライン代行請求事業助成金支出	12,592	
通信費	14,382	
使用料及び賃借料	7,852	
委託費	32,223	
その他	26,064	93,114
業務利益		42,254
経常利益		42,254
当期純利益		42,254
当期未処分利益		42,254

事　業　状　況　報　告　書

1　社会保険診療報酬支払基金の概要

⑴　事業内容

ア　診療担当者の提出する診療報酬請求書の審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。以下同じ。）を行うこと。

イ　前記アにより審査を行った診療報酬請求書に対して、厚生労働大臣の定めるところにより算定した金額を支払うこと。

ウ　前記ア及びイに準じ、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の審査及び支払を行うこと。

エ　各保険者から、委託金の委託を受けるとともに各保険者に診療報酬の請求を行うこと。

オ　前記アからエまでの業務に附帯する業務を行うこと。

カ　前記アからオまでの業務のほか、社会保険診療報酬支払基金法第１条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

キ　生活保護法、児童福祉法、母子保健法、戦傷病者特別援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、石綿による健康被害の救済に関する法律又は障害者自立支援法の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法、戦傷病者特別援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、児童福祉法、母子保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、石綿による健康被害の救済に関する法律又は障害者自立支援法の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたとき並びに防衛省の職員の給与等に関する法律の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定により、これらに規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいて、その支払に必要な事務を行うこと。

ク　厚生労働大臣の定める疾病について医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うこと。

ケ　高齢者の医療の確保に関する法律の定めるところにより次の高齢者医療制度関係業務を行うこと。㋐保険者から前期高齢者納付金等を徴収し、保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務。㋑保険者から後期高齢者支援金等を徴収し、後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務。㋒保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務。

コ　国民健康保険法の定めるところにより次の退職者医療関係業務を行うこと。㋐被用者保険等保険者から拠出金を徴収すること。㋑市町村に対し療養給付費交付金を交付すること。㋒前記㋐及び㋑の業務に附帯する業務を行うこと。

サ　介護保険法の定めるところにより次の介護保険関係業務を行うこと。㋐医療保険者から納付金を徴収すること。㋑市町村に対し介護給付費交付金を交付すること。㋒市町村に対し地域支援事業支援交付金を交付すること。㋓前記の㋐、㋑及び㋒の業務に附帯する業務を行うこと。

⑵　事務所の所在地

主たる事務所の名称	所在地
社会保険診療報酬支払基金	東京都港区新橋二丁目１番３号
従たる事務所の名称	**所在地**
社会保険診療報酬支払基金北海道支部	札幌市中央区北七条西十四丁目28番地22
社会保険診療報酬支払基金青森支部	青森市堤町一丁目５番１号
社会保険診療報酬支払基金岩手支部	盛岡市志家町10番35号
社会保険診療報酬支払基金宮城支部	仙台市宮城野区榴岡五丁目１番27号
社会保険診療報酬支払基金秋田支部	秋田市中通七丁目２番17号
社会保険診療報酬支払基金山形支部	山形市鉄砲町二丁目15番１号
社会保険診療報酬支払基金福島支部	福島市三河南町11番５号
社会保険診療報酬支払基金茨城支部	水戸市末広町一丁目１番８号
社会保険診療報酬支払基金栃木支部	宇都宮市塙田一丁目３番14号
社会保険診療報酬支払基金群馬支部	前橋市問屋町一丁目２番地４
社会保険診療報酬支払基金埼玉支部	さいたま市浦和区領家三丁目18番１号
社会保険診療報酬支払基金千葉支部	千葉市中央区問屋町２番１号
社会保険診療報酬支払基金東京支部	東京都豊島区南池袋二丁目28番10号
社会保険診療報酬支払基金神奈川支部	横浜市中区山下町34番地